【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月11日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ITG-Gホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
【電話番号】	03-6212-6097
【事務連絡者氏名】	インテグラル株式会社 ＣＦＯ兼コントローラー　　澄川　恭章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ITG-Gホールディングス （東京都千代田区丸の内一丁目９番２号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社ITG-Gホールディングスをいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、かどや製油株式会社をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注４）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注５）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注６）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年９月15日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年９月25日付、同年10月８日付及び同月29日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、①対象者が2026年11月６日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、(ⅰ)2026年11月２日付で、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＢ社から、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提案）を受領した旨、及び(ⅱ)2026年11月４日付けで、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＡ社より、対象者株式の非公開化に係る取引について、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領し、これを受け、対象者及び対象者株式の非公開化に係る取引を検討するために設置された特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了する旨を公表したこと、並びに、②公開買付者が、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格を2,514円から2,655円に変更する旨を決定したことに伴い、記載事項及び添付書類である2026年９月15日付公開買付開始公告（2026年10月８日付「公開買付開始公告の訂正の公告」及び同月29日付「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を2026年11月13日から、本書提出日である2026年11月11日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の８第１項及び第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、本公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である「公開買付条件等の変更の公告」を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものです。

2【訂正事項】

Ⅰ　公開買付届出書
第１　公開買付要項
３　買付け等の概要
４　買付け等の目的
(1) 公開買付けの目的の概要
(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針
①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
②　買付け等の価格の算定の経緯及び基礎
③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
④　公開買付け後の経営方針
(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置
(6) 公開買付けに係る重要な合意
①　本公開買付契約
②　本取引合意書（創業家株主）
５　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
(1) 買付け等の期間等
①　買付け等の期間
(2) 買付け等の価格
９　買付け等に要する資金
(1) 買付け等に要する資金等
(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等
④　その他資金調達方法
11　決済の方法
(2) 決済の開始日
第５　対象者の状況
４　継続開示会社たる対象者に関する事項
(1) 対象者が提出した書類
②　半期報告書
５　伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等
Ⅱ　公開買付届出書の添付書類

３【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

Ⅰ　公開買付届出書

第１【公開買付要項】

３【買付け等の概要】

（訂正前）

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の非公開化
買付け等の期間	2026年９月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき金2,514円
買付予定数の下限	13,847,100（株）（注１）
買付予定数の上限	―（株）
対象者の意見	対象者が2026年９月14日付で公表した「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年９月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の非公開化
買付け等の期間	2026年９月15日（火曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（47営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき金2,655円
買付予定数の下限	13,847,100（株）（注１）
買付予定数の上限	―（株）
対象者の意見	対象者が2026年９月14日付で公表した「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年９月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

＜後略＞

４【買付け等の目的】

（１）【公開買付けの目的の概要】

（訂正前）

＜前略＞

（注１）　インテグラル株式会社が2026年２月10日付で公表した「グループ統括会社体制への移行に向けた会社分割、並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル株式会社は、2026年10月１日を効力発生日として、インテグラル株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル分割準備株式会社に承継させることを予定しており、本吸収分割により、インテグラル株式会社が所有している公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル分割準備株式会社に承継されます。なお、インテグラル株式会社は、2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へ商号変更することを予定しており、インテグラル分割準備株式会社は、同日付で「インテグラル株式会社」へ商号変更することを予定しております。

＜中略＞

（注１の２）　2026年10月28日付対象者プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、公開買付者は、当該Ｃ社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しております。

本取引は、①公開買付者による本公開買付け及び②本公開買付けの成立後に公開買付者が本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び不応募株主（以下に定義します。）のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）として対象者が行う会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合（注２）、③本最終株式併合（以下に定義します。以下同じです。）の効力発生を条件として、対象者が実施する本自己株式取得対象株式（以下に定義します。）の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保するために必要に応じて行う、(ⅰ)公開買付者による対象者に対する貸付け（公開買付者を貸付人とする対象者に対する貸付け又は対象者による社債発行によることを予定しております。）（以下「本貸付け」といいます。）及び(ⅱ)会社法第447条第１項及び第448条第１項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下、本貸付けと合わせて「本貸付け等」といいます。）（注３）、並びに④本自己株式取得から構成され、最終的に対象者の株主を公開買付者及び創業家株主（以下に定義します。）のみとすることを企図しております。また、公開買付者は、本自己株式取得の完了後に、対象者との間で、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを予定しております（なお、本書提出日現在、本合併の実施時期等の詳細については未定であり、本公開買付け成立後に検討を行い、対象者と協議の上で決定する予定です。）。なお、本株式併合（以下に定義します。）の詳細については、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

＜中略＞

また、小澤物産は、本取引合意書（創業家株主）において、本自己株式取得に応じて、その保有する対象者株式のうち1,905,127株を（以下「本自己株式取得対象株式」といいます。）を売却することを合意しており、本自己株式取得における自己株式取得の対価は、小澤物産が保有する対象者株式１株当たり2,002円（以下「本自己株式取得価格」といいます。）とすることを予定しております。公開買付者は、本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保することを目的として、自ら又は対象者をして、本貸付け等を実施させることを予定しております。なお、小澤物産において、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に小澤物産が本公開買付けに応募した場合に得られる場合の税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように本自己株式取得価格を設定しているため、本自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第１位株主である三菱商事株式会社（所有株式数7,431,000株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と2026年９月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を6,416,100株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格を2,175円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいま

す。）、変更後の本公開買付価格を2,644円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,925,951株、変更後の本自己株式取得価格を2,104円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,644円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第２位株主である三井物産株式会社（所有株式数6,058,500株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と2026年９月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格を2,156円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,620円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,086円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

さらに、公開買付者は、法人株主の一方との間で公開買付期間中にその保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結した状況において、法人株主のもう一方との間でも同内容の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、新たに当該合意を締結した法人株主の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を357,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、変更後の本公開買付価格を2,760円、本自己株式取得価格（三菱商事）を2,270円、本自己株式取得価格（三井物産）を2,270円（このときの本自己株式取得価格（三菱商事）と本自己株式取得価格（三井物産）のいずれかは、変更後の本自己株式取得価格（三菱商事）又は本自己株式取得価格（三井物産）をいいます。）、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,945,486株、変更後の本自己株式取得価格を2,195円とすることを予定しております。なお、このとき新たに当該合意を締結した法人株主が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格は、同法人株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に同法人株主が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,760円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

＜中略＞

Ⅱ　本公開買付けの成立後（2026年11月中旬）

＜中略＞

Ⅲ　本最終株式併合後（2027年２月上旬）（予定）

＜中略＞

Ⅳ　本貸付け等後（2027年２月下旬）（予定）

＜中略＞

Ⅴ　本自己株式取得後（2027年３月上旬）（予定）

＜中略＞

Ⅵ　本合併後（実施時期未定）

本取引の完了後、公開買付者及び対象者は、本合併を行う予定。なお、本合併後の創業家株主の公開買付者（対象者）に対する議決権保有割合は、概ね25%を下回らない割合とする。

＜中略＞

公開買付者は、下記「９　買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④　その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の２営業日前までに、インテグラル・グループ株式会社（注６）、インテグラル５号投資事業有限責任組合（注７）、Innovation Alpha Ⅴ L.P.（注８）、Initiative Delta Ⅴ L.P.（注９）及びInfinity Gamma Ⅴ L.P.（注10）（以下個別に又は総称して「旗艦ファンド」といいます。）より、ITG-G1投資事業有限責任組合（注11）、ITG-G2投資事業有限責任組合（注12）、IA-G3 L.P.（注13）、ID-G4 L.P.（注14）及びIG-G5 L.P.（注15）（以下個別に又は総称して「SPV」といい、インテグラル並びにインテグラル・グループ株式会社及び旗艦ファンドと併せて「インテグラルグループ」といいます。）を通じて、68,750,000千円を上限として間接的に出資を受けること（以下「本間接出資ストラクチャー」といいます。）を予定しており、これをもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本間接出資ストラクチャーの詳細は以下のとおりです。

（インテグラル・グループ株式会社及び旗艦ファンドからSPVへの出資）

インテグラル・グループ株式会社、インテグラル５号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ⅴ L.P.、Initiative Delta ⅤL.P.及びInfinity Gamma Ⅴ L.P.は、それぞれ、ITG-G1投資事業有限責任組合、ITG-G2投資事業有限責任組合、IA-G3 L.P.、ID-G4 L.P.及びIG-G5 L.P.に対して、それぞれ2,063,000,000円、32,050,000,000円、10,655,000,000円、13,329,000,000円、及び10,653,000,000円を限度として出資を行う予定です。

＜中略＞

なお、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の開始日前に、上記出資に先立って、公開買付者の株主であるインテグラル株式会社は、SPVに対して、インテグラル株式会社が保有する全ての公開買付者株式を譲渡する想定です（注16）。譲渡金額は、公開買付者設立時におけるインテグラル株式会社による出資金額と同額を予定しております。

（注６）　インテグラル株式会社の完全子会社であるインテグラル・グループ株式会社は、インテグラル株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル・グループ株式会社を吸収分割承継会社とする、2026年10月１日を効力発生日とする吸収分割により、プリンシパル投資事業に関してインテグラル株式会社が有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲において承継することを予定しております。なお、インテグラル・グループ株式会社は、2026年10月１日付で「インテグラルホールディングス株式会社」へ商号変更することを予定しております。

＜中略＞

（注８）　Innovation Alpha Ⅴ L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うInnovation Partners Alpha Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注９）　Initiative Delta Ⅴ L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うInitiative Partners Delta Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注10）　Infinity Gamma Ⅴ L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うInfinity Partners Gamma Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注11）　ITG-G1投資事業有限責任組合は、インテグラル株式会社の子会社であるITG-G1パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合です。

（注12）　ITG-G2投資事業有限責任組合は、インテグラル株式会社の子会社であるITG-G2パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合です。

（注13）　IA-G3 L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うIA-G3 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注14）　ID-G4 L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うID-G4 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注15）　IG-G5 L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うIG-G5 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

（注１）　インテグラル・グループ株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル株式会社」から商号変更しております。）が2026年10月１日付で公表した「グループ統括会社体制への移行及び商号変更完了に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル・グループ株式会社は、2026年10月１日を効力発生日として、インテグラル・グループ株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル分割準備株式会社」から商号変更しております。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル株式会社に承継させており、本吸収分割により、インテグラル・グループ株式会社が所有していた公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル株式会社に承継されております。

＜中略＞

（注１の２）　2026年10月28日付対象者プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、公開買付者は、当該Ｃ社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しております。

その後、公開買付者は、対象者が2026年11月６日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年11月６日付対象者プレスリリース」といいます。）において、対象者が、(ⅰ)2026年11月２日付で、対象者プレスリリースに記載した対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＢ社（下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。）（注１の３）より、対象者株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｂ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化（以下「本取引（Ｂ社）」といいます。）に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提案）（以下「本Ｂ社再提案」といいます。）を受領した旨、及び(ⅱ)2026年11月４日付けで、対象者プレスリリースに記載した対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＡ社（下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。）より、対象者株式の非公開化に係る取引について、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領し、これを受け、対象者及び本特別委員会（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②　対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」において定義します。以下同じです。）は、Ａ社による提案についての検討を終了する旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日といたしました。

なお、対象者及び本特別委員会は、本Ｂ社再提案について、本公開買付契約（下記「(1) 公開買付けの目的の概要」において定義します。以下同じです。）に定める「検討済他候補者関係者」による提案であり、同契約上の適格対抗提案（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）には該当しないため、本Ｂ社再提案に賛同することはできないとのことです。

（注１の３）　2026年11月６日付対象者プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、公開買付者は、小澤氏において、(ⅰ)2026年５月27日、株式会社Ｊ－オイルミルズ（以下「Ｊ－オイルミルズ」といいます。）との面談において、同社から対象者株式の取得に関する提案を受領し、これに対し、インテグラルと継続的に協議を行っていることを理由として反対の意向を表明し、(ⅱ)同年６月26日、Ｊ－オイルミルズと再度面談を行ったものの、同社に対して、対象者が事業会社の傘下に入るのではなく、従前どおり独立して事業を展開していくことが対象者の企業価値の向上に資するとの見解を伝達し、(ⅲ)同年７月16日、Ｊ－オイルミルズから再度意見交換の場を設ける依頼を受けたもののこれを謝絶したという経緯がある旨、都度同日に小澤氏より伝達を受けており、当該経緯を踏まえ、当該Ｂ社がＪ－オイルミルズであると推察しております。

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて対象者が2026年10月28日付で公開買付者に対して行った本申入れ（下記「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。）について検討する中で、2026年11月６日、本公開買付けの開始以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を2,514円から2,655円に変更することを決定いたしました。公開買付者は、2026年11月６日、対象者に対して、本公開買付価格を2,514円から2,655円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年

11月26日まで延長し、合計47営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月６日付条件変更」といいます。）。本公開買付価格2,655円は、当該再提案の提出日の前営業日である2026年11月５日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値3,145円に対して15.58%、直近１ヶ月間の終値単純平均値2,792円に対して4.91%のディスカウントを行った価格となり、また、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,941円に対して36.79%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,747円に対して51.97%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。なお、公開買付者は、本公開買付けの開始以降も、法人株主との間で、各法人株主が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することについての協議の実施を図っているものの、協議が調っていない状況であることから、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格（2,655円）は、本公開買付けの開始時点と同様に法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格であり、本Ｃ社提案において本自己株式取得（Ｃ社）を実行せず本公開買付け（Ｃ社）のみを実行する場合の公開買付価格（Ｃ社）（2,654円）を上回るものです。さらに、本Ｃ社提案においては、創業家法人株主（以下に定義します。以下同じです。）が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）として3,000円及び2,872円が示されているとのことですが、小澤氏は、2026年11月６日付で、対象者に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏よりかかる意向を確認していることから、公開買付者は、当該各価格はその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えております。なお、創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とした場合の公開買付価格（Ｃ社）の上限は、Ｃ社が法人株主との間で不応募契約を締結することができた場合の2,907円とのことですが、本公開買付けにおいて法人株主との間で不応募合意が締結された場合の本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は2,944円となり、同一の前提で比較した場合においても、本公開買付価格は公開買付価格（Ｃ社）を上回るものです。また、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）（下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。）は、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされておりますが、公開買付者は、以下の理由から、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は、実現する見込みが乏しい一方で、本公開買付けは対象者の株主の皆様にとって実現及び享受が可能な条件を提供するものであると考えております。すなわち、(ⅰ)Ｂ社は本公開買付け（Ｂ社）の公表及び開始について対象者取締役会の賛同を前提としているとのことであるところ、本Ｂ社再提案は本公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、対象者は本Ｂ社再提案を理由として本賛同意見表明を撤回又は変更することができないとのことであり、また、対象者及び本特別委員会は本Ｂ社再提案に賛同することはできないとのことであることから、本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えております。また、(ⅱ)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は、法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、本Ｂ社再提案においては、当該合意が成立しない場合の公開買付価格（Ｂ社）は示されていないとのことです。この点、上記のとおり、小澤氏は、2026年11月６日付で、対象者に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、小澤物産及び小澤商事との間の自己株式取得に係る合意を前提とする自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③における公開買付価格（Ｂ社）は、その前提を欠くものと考えております。そのため、公開買付者としては、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えております。

本取引は、①公開買付者による本公開買付け及び②本公開買付けの成立後に公開買付者が本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び不応募株主（以下に定義します。）のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）として対象者が行う会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合（注２）、③本最終株式併合（以下に定義します。以下同じです。）の効力発生を条件として、対象者が実施する本自己株式取得対象株式（以下に定義します。）の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保するために必要に応じて行う、(ⅰ)公開買付者による対象者に対する貸付け（公開買付者を貸付人とする対象者に対する貸付け又は対象者による社債発行によることを予定しております。）（以下「本貸付け」といいます。）及び(ⅱ)会社法第447条第１項及び第448条第１項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下、本貸付けと合わせて「本貸付け等」といいます。）（注３）、並びに④本自己株式取得から構成され、最終的に対象者の株主を公開買付者及び創業家株主（以下に定義します。）のみとすることを企図しております。また、公開買付者は、本自己株式取得の完了後に、対象者との間で、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを予定しております（なお、本書提出日現在、本合併の実施時期等の詳細については未定であり、本公

開買付け成立後に検討を行い、対象者と協議の上で決定する予定です。）。なお、本株式併合（以下に定義します。）の詳細については、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

＜中略＞

また、小澤物産は、本取引合意書（創業家株主）において、本自己株式取得に応じて、その保有する対象者株式のうち1,905,127株を（以下「本自己株式取得対象株式」といいます。）を売却することを合意しており、本自己株式取得における自己株式取得の対価は、小澤物産が保有する対象者株式１株当たり2,113円（以下「本自己株式取得価格」といいます。）とすることを予定しております。公開買付者は、本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保することを目的として、自ら又は対象者をして、本貸付け等を実施させることを予定しております。なお、小澤物産において、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に小澤物産が本公開買付けに応募した場合に得られる場合の税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように本自己株式取得価格を設定しているため、本自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第１位株主である三菱商事株式会社（所有株式数7,431,000株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と2026年９月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を6,416,100株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格を2,307円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,806円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,925,951株、変更後の本自己株式取得価格を2,232円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,806円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第２位株主である三井物産株式会社（所有株式数6,058,500株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と2026年９月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格を2,284円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,777円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,209円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,777円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

さらに、公開買付者は、法人株主の一方との間で公開買付期間中にその保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結した状況において、法人株主のもう一方との間でも同内容の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、新たに当該合意を締結した法人株主の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を357,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、変更後の本公開買付価格を2,944円、本自己株式取得価格（三菱商事）を2,419円、本自己株式取得価格（三井物産）を2,419円（このときの本自己株式取得価格（三菱商事）と本自己株式取得価格（三井物産）のいずれかは、変更後の本自己株式取得価格（三菱商事）又は本自己株式取得価格（三井物産）をいいます。）、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち

1,945,486株、変更後の本自己株式取得価格を2,340円とすることを予定しております。なお、このとき新たに当該合意を締結した法人株主が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格は、同法人株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に同法人株主が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,944円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

＜中略＞

Ⅱ　本公開買付けの成立後（2026年11月下旬）

＜中略＞

Ⅲ　本最終株式併合後（2027年２月下旬）（予定）

＜中略＞

Ⅳ　本貸付け等後（2027年３月上旬）（予定）

＜中略＞

Ⅴ　本自己株式取得後（2027年３月下旬）（予定）

＜中略＞

Ⅵ　本合併後（実施時期未定）

本取引の完了後、必要に応じて創業家株主と公開買付者の間で対象者株式の相対譲渡を実施した上で（必要に応じて、これに代えて、公開買付者と対象者及び創業家株主の協議・合意により、本自己株式取得対象株式の数を減少させる可能性があります。）、公開買付者及び対象者は、本合併を行う予定。なお、本合併後の創業家株主の公開買付者（対象者）に対する議決権保有割合は、概ね25%を下回らない割合とする。

＜中略＞

公開買付者は、下記「９　買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④　その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の２営業日前までに、インテグラルホールディングス株式会社（注６）、インテグラル５号投資事業有限責任組合（注７）、Innovation Alpha Ⅴ L.P.（注８）、Initiative Delta Ⅴ L.P.（注９）及びInfinity Gamma Ⅴ L.P.（注10）（以下個別に又は総称して「旗艦ファンド」といいます。）より、ITG-G1投資事業有限責任組合（注11）、ITG-G2投資事業有限責任組合（注12）、IA-G3 L.P.（注13）、ID-G4 L.P.（注14）及びIG-G5 L.P.（注15）（以下個別に又は総称して「SPV」といい、インテグラル並びにインテグラルホールディングス株式会社及び旗艦ファンドと併せて「インテグラルグループ」といいます。）を通じて、68,750,000千円を上限として間接的に出資を受けること（以下「本間接出資ストラクチャー」といいます。）を予定しており、これをもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本間接出資ストラクチャーの詳細は以下のとおりです。

（インテグラルホールディングス株式会社及び旗艦ファンドからSPVへの出資）

インテグラルホールディングス株式会社、インテグラル５号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ⅴ L.P.、Initiative Delta ⅤL.P.及びInfinity Gamma Ⅴ L.P.は、それぞれ、ITG-G1投資事業有限責任組合、ITG-G2投資事業有限責任組合、IA-G3 L.P.、ID-G4 L.P.及びIG-G5 L.P.に対して、それぞれ2,063,000,000円、32,050,000,000円、10,655,000,000円、13,329,000,000円、及び10,653,000,000円を限度として出資を行う予定です。

＜中略＞

なお、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の開始日前に、上記出資に先立って、公開買付者の株主であるインテグラル株式会社は、SPVに対して、インテグラル株式会社が保有する全ての公開買付者株式を譲渡する想定です（注16）。譲渡金額は、公開買付者設立時におけるインテグラル・グループ株式会社（公開買付者設立時における商号は「インテグラル株式会社」）による出資金額と同額を予定しております。

（注６）　インテグラル・グループ株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル株式会社」から商号変更しております。）の完全子会社であるインテグラルホールディングス株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」から商号変更しております。）は、インテグラル・グループ株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラルホールディングス株式会社を吸収分割承継会社とする、2026年10月１日を効力発生日とする吸収分割により、プリンシパル投資事業に関してインテグラル・グループ株式会社が有していた権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲において承継しております。

＜中略＞

（注８）　Innovation Alpha Ⅴ L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うInnovation Partners Alpha Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注９） Initiative Delta Ⅴ L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うInitiative Partners Delta Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注10） Infinity Gamma Ⅴ L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うInfinity Partners Gamma Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注11） ITG-G1投資事業有限責任組合は、インテグラル・グループ株式会社の子会社であるITG-G1パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合です。

（注12） ITG-G2投資事業有限責任組合は、インテグラル・グループ株式会社の子会社であるITG-G2パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合です。

（注13） IA-G3 L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うIA-G3 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注14） ID-G4 L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うID-G4 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

（注15） IG-G5 L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うIG-G5 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipです。

＜後略＞

（２）【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

①【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

（ⅱ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

＜前略＞

2026年１月16日、小澤氏及びインテグラルは、対象者より「貴社意向表明書に関するご連絡」と題するレターを受領いたしました。当該レターは、小澤氏及びインテグラルにおいて想定される対象者株式の評価額の水準及び対象者株式の非公開化のための投資資金の調達方法の提示を要求し、また、デュー・ディリジェンス実施の可否や時期については、別途協議したい旨の意向を表明するものであり、当該レターを受け、小澤氏及びインテグラルは、2026年１月23日、対象者に対し、想定評価額の範囲（デュー・ディリジェンスの結果によって変動する可能性があることを留保の上、足元株価水準に対し、約30～50%のプレミアムを付した水準を想定していること）を提示するとともに、投資資金の調達方法については、インテグラル株式会社及びその関連会社が運営する５号ファンドシリーズ（総額2,500億円）並びにインテグラル株式会社（2025年９月末時点での現預金150億円）によるエクイティ投資のみで本取引の必要資金の全額を賄うことが可能である旨を回答したとのことです。

その後、2026年４月１日、本特別委員会（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②　対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」において定義します。以下同じです。）より、小澤氏及びインテグラルの本取引の選定プロセス（下記「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。）への参加に際して、デュー・ディリジェンスの実施及び最終意向表明書の記載事項、付随契約書案の提出に関する案内を受領いたしました。

＜中略＞

上記の検討等を踏まえ、2026年５月末、小澤氏及びインテグラルは、上記のデメリットを十分に認識した上で、上記の各施策の実行及び非公開化により得られるメリットを総合的に勘案すれば、本取引が対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものと判断するに至り、2026年６月１日、インテグラルは、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を2,500円（価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,489円に対して67.90%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、直近12ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して82.88%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,494円に対して67.34%、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,602円に対して56.05%、直近１ヶ月間の終値単純平均値1,523円に対して64.15%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨と、取引スキームについては、買収SPCを通じた公開買付け及びスクイーズアウト手続を通じて対象者株式を取得し、その後対象者と買収SPCの合併後における小澤氏の持分が２、３割程度となるよう、小澤物産及び小澤商事（以下個別に又は総称して「創業家法人株主」といいます。）に一部株式を残し、創業家法人株主の残りの不応募の株式並びに三菱商事及び三井物産が保有する対象者株式の全てについて、対象者による自己株式の取得を行うことを前提としている旨、また将来的に買収SPCと対象者を合併する想定である旨、並びに当該提案の有効期限を2026年６月１日から90日間とする旨の、本取引の提案に係る最終意向表明書を小澤氏とインテグラルの連名にて提出いたしました。これに対して、2026年６月５日、本特別委員会より、各候補先（Ａ社（以下に定義します。）並びに小澤氏及びインテグラル）から提示された提案内容に基づき慎重に検討を進めている旨、及び競合状況を踏まえて提示可能な最終かつ最善の条件があれば提示されたい旨の連絡を受領しました。その後、2026年６月11日、インテグラルは、上記ストラクチャーを前提に、対象者の取締役会及び本特別委員会に対し、各種条件を総合的に勘案し、本公開買付価格を2,590円（同日の前営業日である2026年６月10日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の株価終値1,602円に対して61.67%のプレミアムを付した金額）に引き上げる旨、及び当該提案の有効期限を2026年６月末日とする旨（ただし、当該提案の有効期限内に、対象者から本取引に関して小澤氏及びインテグラルに対する独占的交渉権が付与される限りにおいて、2026年６月１日から90日間を有効期限としています。）の再提案書（以下「2026年６月11日付提案」といいます。）を提出いたしました。なお、2,590円という価格は、上記ストラクチャーを前提に、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることに伴い創業家法人株主、三菱商事及び三井物産に発生する税務メリットが対象者の一般株主にも共有されるよう、創業家法人株主、三菱商事及び三井物産が自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に創業家法人株主、三菱商事及び三井物産が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるよう算出した価格です。これに対して、2026年６月26日、本特別委員会より、小澤氏及びインテグラルを最終候補者とする旨、並びに本取引に関して、2026年６月１日から90日間、８月30日まで、小澤氏及びインテグラル以外の第三者との間で、対象者の取締役会において、本取引と矛盾又は抵触する取引（以下「競合取引」といいます。）についての協議・交渉又は情報提供を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合を除き、競合取引に関し、協議・交渉又は情報提供を行わないこと、対象者が第三者から競合取引に関する

提案を受領し、当該第三者との間で、協議・交渉又は情報提供を開始すると判断した場合には、当該協議・交渉又は情報提供の開始に先立ち、小澤氏及びインテグラルに対し、当該協議・交渉又は情報提供を開始する旨並びに小澤氏及びインテグラルにおいて改善すべき具体的な条件を通知し、小澤氏及びインテグラルは、当該通知を受領した日から５営業日以内に、本取引の条件の変更に関する提案を行うことができることを内容とする独占交渉権（以下「本独占交渉権」といいます。）の付与に合意する旨の回答を受領しました。

＜中略＞

その後、対象者が公表した2026年10月28日付対象者プレスリリースにおいて、対象者が、2026年10月27日付で、Ｃ社から本Ｃ社提案を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日といたしました。

（訂正後）

＜前略＞

2026年１月16日、小澤氏及びインテグラルは、対象者より「貴社意向表明書に関するご連絡」と題するレターを受領いたしました。当該レターは、小澤氏及びインテグラルにおいて想定される対象者株式の評価額の水準及び対象者株式の非公開化のための投資資金の調達方法の提示を要求し、また、デュー・ディリジェンス実施の可否や時期については、別途協議したい旨の意向を表明するものであり、当該レターを受け、小澤氏及びインテグラルは、2026年１月23日、対象者に対し、想定評価額の範囲（デュー・ディリジェンスの結果によって変動する可能性があることを留保の上、足元株価水準に対し、約30～50%のプレミアムを付した水準を想定していること）を提示するとともに、投資資金の調達方法については、インテグラル株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へと商号変更しております。以下「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において同じです。）及びその関連会社が運営する５号ファンドシリーズ（総額2,500億円）並びにインテグラル株式会社（2025年９月末時点での現預金150億円）によるエクイティ投資のみで本取引の必要資金の全額を賄うことが可能である旨を回答したとのことです。

その後、2026年４月１日、本特別委員会より、小澤氏及びインテグラルの本取引の選定プロセス（下記「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。）への参加に際して、デュー・ディリジェンスの実施及び最終意向表明書の記載事項、付随契約書案の提出に関する案内を受領いたしました。

＜中略＞

上記の検討等を踏まえ、2026年５月末、小澤氏及びインテグラルは、上記のデメリットを十分に認識した上で、上記の各施策の実行及び非公開化により得られるメリットを総合的に勘案すれば、本取引が対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものと判断するに至り、2026年６月１日、インテグラルは、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を2,500円（価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,489円に対して67.90%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、直近12ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して82.88%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,494円に対して67.34%、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,602円に対して56.05%、直近１ヶ月間の終値単純平均値1,523円に対して64.15%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨と、取引スキームについては、買収SPCを通じた公開買付け及びスクイーズアウト手続を通じて対象者株式を取得し、その後対象者と買収SPCの合併後における小澤氏の持分が２、３割程度となるよう、小澤物産及び小澤商事（以下個別に又は総称して「創業家法人株主」といいます。）に一部株式を残し、創業家法人株主の残りの不応募の株式並びに三菱商事及び三井物産が保有する対象者株式の全てについて、対象者による自己株式の取得を行うことを前提としている旨、また将来的に買収SPCと対象者を合併する想定である旨、並びに当該提案の有効期限を2026年６月１日から90日間とする旨の、本取引の提案に係る最終意向表明書を小澤氏とインテグラルの連名にて提出いたしました。これに対して、2026年６月５日、本特別委員会より、各候補先（Ａ社並びに小澤氏及びインテグラル）から提示された提案内容に基づき慎重に検討を進めている旨、及び競合状況を踏まえて提示可能な最終かつ最善の条件があれば提示されたい旨の連絡を受領しました。その後、2026年６月11日、インテグラルは、上記ストラクチャーを前提に、対象者の取締役会及び本特別委員会に対し、各種条件を総合的に勘案し、本公開買付価格を2,590円（同日の前営業日である2026年６月10日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の株価終値1,602円に対して61.67%のプレミアムを付した金額）に引き上げる旨、及び当該提案の有効期限を2026年６月末日とする旨（ただし、当該提案の有効期限内に、対象者から本取引に関して小澤氏及びインテグラルに対する独占的交渉権が付与される限りにおいて、2026年６月１日から90日間を有効期限としています。）の再提案書（以下「2026年６月11日付提案」といいます。）を提出いたしました。なお、2,590円という価格は、上記ストラクチャーを前提に、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることに伴い創業家法人株主、三菱商事及び三井物産に発生する税務メリットが対象者の一般株主にも共有されるよう、創業家法人株主、三菱商事及び三井物産が自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に創業家法人株主、三菱商事及び三井物産が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるよう算出した価格です。これに対して、2026年６月26日、本特別委員会より、小澤氏及びインテグラルを最終候補者とする旨、並びに本取引に関して、2026年６月１日から90日間、８月30日まで、小澤氏及びインテグラル以外の第三者との間で、対象者の取締役会において、本取引と矛盾又は抵触する取引（以下「競合取引」といいます。）についての協議・交渉又は情報提供を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合を除き、競合取引に関し、協議・交渉又は情報提供を行わないこと、対象者が第三者から競合取引に関する提案を受領し、当該第三者との間で、協議・交渉又は情報提供を開始すると判断した場合には、当該協議・交渉又は情報提供の開始に先立ち、小澤氏及びインテグラルに対し、当該協議・交渉又は情報提供を開始する旨並びに小澤氏及びインテグラルにおいて改善すべき具体的な条件を通知し、小澤氏及びインテグラルは、当該通知を受領

した日から５営業日以内に、本取引の条件の変更に関する提案を行うことができることを内容とする独占交渉権（以下「本独占交渉権」といいます。）の付与に合意する旨の回答を受領しました。

＜中略＞

その後、対象者が公表した2026年10月28日付対象者プレスリリースにおいて、対象者が、2026年10月27日付で、Ｃ社から本Ｃ社提案を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日といたしました。

その後、対象者が公表した2026年11月６日付対象者プレスリリースにおいて、対象者が、(ⅰ)2026年11月２日付で、Ｂ社から本Ｂ社再提案を受領した旨、及び(ⅱ)2026年11月４日付で、Ａ社より、対象者株式の非公開化に係る取引について、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領し、これを受け、対象者及び本特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了する旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日といたしました。

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて対象者が2026年10月28日付で公開買付者に対して行った本申入れについて検討する中で、2026年11月６日、本公開買付けの開始以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を2,514円から2,655円に変更することを決定いたしました。公開買付者は、2026年11月６日、対象者に対して、本公開買付価格を2,514円から2,655円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日とすることを決定いたしました。

なお、小澤氏は、2026年11月６日付で、対象者に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しております。そのため、公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本Ｃ社提案において創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における3,000円及び2,872円）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えております。また、公開買付者は、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされているものの、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、(ⅰ)本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えていること、及び(ⅱ)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、特に自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②（下記「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。）及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③（下記「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。）における公開買付価格（Ｂ社）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものと考えていることから、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えております。

②【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

（ｉ）買付等の価格の算定の基礎

（訂正前）

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した本デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年９月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,419円、直近１ヶ月間の終値単純平均値2,018円、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,853円、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,719円を参考にいたしました。

公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関から株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

本公開買付価格2,514円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年９月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,419円に対して3.93%、直近１ヶ月間の終値単純平均値2,018円に対して24.58%、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,853円に対して35.67%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,719円に対して46.25%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

＜後略＞

（訂正後）

公開買付者は、本11月６日付条件変更前の本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施した本デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年９月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,384円、直近１ヶ月間の終値単純平均値1,965円、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,841円、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,713円を参考にいたしました。

公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本11月６日付条件変更前の本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関から株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

本11月６日付条件変更前の本公開買付価格2,514円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年９月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,384円に対して5.45%、直近１ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して27.94%、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,841円に対して36.56%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,713円に対して46.76%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

なお、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格2,655円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年９月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,384円に対して11.37%、直近１ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して35.11%、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,841円に対して44.22%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,713円に対して54.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格2,655円は、本書提出日の前営業日である2026年11月10日の対象者株式の終値である3,135円から15.31%のディスカウントを行った価格となります。

＜後略＞

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

（訂正前）

＜前略＞

対象者及び本特別委員会は、本Ｃ社提案を受領したことを踏まえて、本Ｃ社提案が対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しているとのことです。対象者は、本Ｃ社提案が上記のようなものであり、公開買付価格（Ｃ社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本Ｃ社提案は、本公開買付契約（当該契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき、適格対抗提案（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）に該当すると評価しており、また、本Ｃ社提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断したとのことです。そのため、対象者は、2026年10月28日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れているとのことです（以下「本申入れ」といいます。）。なお、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本申入れを行った日から７営業日を経過する日又は公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年10月29日までに（ただし、公開買付者が公開買付期間を延長する場合には、本申入れを行った日から７営業日を経過する日である同年11月９日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（Ｃ社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、対象者は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく対象者の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされているとのことです。

対象者及び本特別委員会は、かかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びＣ社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討していくとのことです。なお、2026年10月28日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者取締役会の意見に変更はないとのことです。

（訂正後）

＜前略＞

対象者及び本特別委員会は、本Ｃ社提案を受領したことを踏まえて、本Ｃ社提案が対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しているとのことです。対象者は、本Ｃ社提案が上記のようなものであり、公開買付価格（Ｃ社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本Ｃ社提案は、本公開買付契約（当該契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき、適格対抗提案（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）に該当すると評価しており、また、本Ｃ社提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断したとのことです。そのため、対象者は、2026年10月28日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れているとのことです（以下「本申入れ」といいます。）。なお、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本申入れを行った日から７営業日を経過する日又は公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年10月29日までに（ただし、公開買付者が公開買付期間を延長する場合には、本申入れを行った日から７営業日を経過する日である同年11月９日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（Ｃ社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、対象者は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく対象者の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされているとのことです。

また、対象者及び本特別委員会は、2026年９月14日付で、Ａ社に対し、本検討手続における検討結果を通知するとともに、対象者株式に関する法的拘束力を有する提案の提出に向けた検討を継続する意向を有している場合には、その旨を対象者及び本特別委員会に連絡するよう要請していたとのことです。その後も、対象者のファイナンシャル・アドバイザーを通じて、Ａ社に対して検討継続の意向について正式に回答するよう要請するとともに、検討を継続する旨の正式な回答を受領した場合には、Ａ社からの要請を踏まえ準備していた確認事項を共有する旨を伝えていたものの、同年10月31日時点において、Ａ社から正式な回答を受領していなかったとのことです。このような状況を踏まえ、対象者及び本特別委員会は、Ａ社による検討の継続状況が対象者の株主の皆様にとって本公開買付けに応募するか否かを判断するに当たっての重要な関心事であり、また、その状況が長期にわたり不透明なまま継続することは本検討手続を適切に進める観点からも望ましくないと判断し、同年10月31日付で、Ａ社に対し、法的拘束力を有する提案の提出に向けた検討を継続する意向の有無について、同年11月５日までに書面で正式に回答するよう要請したとのことです。また、検討を継続する場合には、法的拘束力を有する提案の提出に向けた具体的な見通し及び想定される提出時期についても併せて回答するよう要請し、期限までに検討を継続する旨の回答を受領した場合には、速やかにＡ社から要請を受けていた確認事項を共有する旨を通知したとのことです。さらに、同期限までに検討を継続する旨の回答を受領できない場合には、対象者及び本特別委員会として、Ａ社が検討を継続する意向を有していないものと判断するとともに、かかるＡ社とのやり取り及び当該判断について適切な開示を行う予定である旨をＡ社に通知したとのことです。

その後、対象者及び本特別委員会は、2026年11月４日付で、Ａ社から、対象者が既に本公開買付けへの賛同及び応募推奨を公表していること等を踏まえ、対象者株式の非公開化に係る取引についてこれ以上検討を継続することは困難であると判断しており、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領したとのことです。これを受け、対象者及び本特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了しているとのことです。

なお、対象者及び本特別委員会は、Ａ社に対して、小澤氏及びインテグラルと同等以上の長期間にわたり、対象者に対するデュー・ディリジェンス及び対象者株式の非公開化に係る取引について検討する機会を提供してきたものの、対象者が本公開買付けへの賛同及び応募推奨を公表した2026年９月14日時点において、Ａ社からは法的拘束力を有する提案の受領に至っていなかったとのことです。他方で、同日時点において、小澤氏及びインテグラルからは、既に法的拘束力を有する具体的な提案が提出されており、対象者及び本特別委員会は、当該提案について、当時受領していた提案の中で最も高い価格水準を提示していたことに加え、法的拘束力、資金調達及び取引実行の確実性並びに企業価値向上施策等を総合的に勘案して、小澤氏及びインテグラルによる2026年８月27日付提案が当時最も優れた提案であると評価していたとのことです。また、2026年８月27日付提案には有効期限が定められており、対象者及び本特別委員会はその延長について小澤氏及びインテグラルとの間で交渉を行ったものの、期限までに合意に至らなければ、当時最も優れた提案であると評価していた具体的な提案が失効する可能性があったとのことです。対象者及び本特別委員会としては、かかる提案を失効させた後、Ａ社を含む他の候補者からも法的拘束力を有する提案が提出されなかった場合には、一般株主の皆様が具体的な売却機会を失うおそれがあることも考慮し、企業価値の向上及

び株主共同の利益の確保の観点から、当時最も優れた提案であると評価していた小澤氏及びインテグラルによる提案を確保することが適切であり、当時既に対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案を行っていた検討済他候補者関係者（B社）を除く公開買付者以外の者からのより魅力的な提案を受ける機会を排除しないことを前提として、同提案への賛同・応募推奨が可能であると判断したとのことです。したがって、対象者及び本特別委員会は、2026年９月14日に本公開買付けへの賛同及び応募推奨の意見を表明した後も、A社による法的拘束力を有する提案の提出に向けた検討を妨げる意図はなく、A社に対して検討継続の意向を確認するとともに、A社から法的拘束力を有する提案が提出された場合には、その内容を真摯に評価及び検討する方針を明示していたとのことです。そのため、対象者及び本特別委員会としては、今般、A社が対象者株式の非公開化に係る取引についてこれ以上の検討を継続せず、法的拘束力を有する提案を提出しないこととしたことは、A社自身の判断によるものであると認識しているとのことです。

他方で、対象者は、B社から、2026年11月２日付で、本B社再提案（注５）を受領したとのことです。下記のとおり、(ⅰ)B社は、対象者が小澤氏及びインテグラルと締結した本公開買付契約における「検討済他候補者関係者」に該当し、適格対抗提案の提出者から除外されており、対象者は、本B社再提案を理由として、本公開買付契約に基づく本公開買付価格の変更に係る協議申入れ、小澤氏及びインテグラルに対して行った本賛同意見表明の撤回又は変更をすることはできず、(ⅱ)企業価値向上の観点からも、対象者及び本特別委員会としては、本取引（B社）が対象者の企業価値の向上に資するとの判断には至らなかったとのことです。

本B社再提案は、2026年９月７日付でB社から受領した法的拘束力を有する最終意向表明書における公開買付価格を引き上げるとともに、資金調達に係るコミットメント・レターその他の資料を添付したものであるとのことです。B社によれば、B社は、本公開買付け（B社）の公表及び開始について、対象者取締役会が本公開買付け（B社）に賛同する旨の機関決定を行うことを前提としているとのことです。また、本B社再提案によれば、B社は、現時点で、対象者株式のうち、(ⅰ)法人株主が保有する対象者株式については、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づく対象者による自己株式取得を、(ⅱ)その他の株主が保有する対象者株式については、本公開買付け（B社）により取得することを、それぞれ想定しているとのことです。本B社再提案においては、現時点における本公開買付け（B社）に係る１株当たり公開買付価格（以下「公開買付価格（B社）」といいます。）に関しては次のとおりとのことです。すなわち、公開買付期間満了までにおける法人株主及び創業家株主との間の合意状況に応じて、(ⅰ)法人株主とB社との間で、対象者による法人株主が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意できた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（B社）①」といいます。）には、公開買付価格（B社）を2,950円、(ⅱ)法人株主、小澤物産及び小澤商事とB社との間で、対象者による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（B社）②」といいます。）には、公開買付価格（B社）を3,044円、(ⅲ)三菱商事、小澤物産及び小澤商事とB社との間で、対象者による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（B社）③」といい、自己株式取得ストラクチャー（B社）①及び自己株式取得ストラクチャー（B社）②とあわせて、自己株式取得ストラクチャー（B社）と総称します。）には、公開買付価格（B社）を2,914円とするとのことです。また、自己株式取得ストラクチャー（B社）①における自己株式取得価格（以下「本自己株式取得価格（B社）」といいます。）については、法人株主が保有する対象者株式については１株当たり2,424円での自己株式取得を想定しているとのことです。

	自己株式取得ストラクチャー（B社）①	自己株式取得ストラクチャー（B社）②	自己株式取得ストラクチャー（B社）③
公開買付価格 （１株当たり）	2,950円	3,044円	2,914円

（注５）　本B社再提案における本公開買付け（B社）の主要条件は以下のとおりです。
－普通株式１株当たりの公開買付価格：(ⅰ)自己株式取得ストラクチャー（B社）①の場合には2,950円、(ⅱ)自己株式取得ストラクチャー（B社）②の場合には3,044円、(ⅲ)自己株式取得ストラクチャー（B社）③の場合には2,914円とするとのことです。
－買付主体：B社
－公開買付期間：原則として30営業日を想定
－買付予定数の上限：なし
－買付予定数の下限：本公開買付け成立後に、B社及び法人株主が保有する議決権の合計が、対象者の総株主の議決権の３分の２以上を確保できる水準を目途に設定することを想定

（注６）　本B社再提案によれば、B社は、本取引（B社）実行の資金を金融機関からの借入れにより賄うことが想定されているとのことであり、本B社再提案には、金融機関１行によるコミットメント・レターの写しも添付されているとのことです。

本公開買付契約においては、本検討手続に参加し、本公開買付契約締結日までに対象者に対して書面による法的拘束力を有する提案を行った者及びその関係者は「検討済他候補者関係者」とされ、適格対抗提案の提出者から除外されているとのことです（本公開買付契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①　本公開買付契約」をご参照ください。）。Ｂ社は、2026年９月７日付で法的拘束力を有する提案を提出し、対象者及び本特別委員会による比較検討の対象となった者であるため、本Ｂ社再提案は、本公開買付契約に定める適格対抗提案には該当しないとのことです。対象者は、本Ｂ社再提案を理由として、本公開買付契約に基づく本公開買付価格の変更に係る協議申入れ、本賛同意見表明の撤回又は変更をすることはできないとのことです。

本公開買付契約の締結に至る経緯として、対象者及び本特別委員会は、小澤氏及びインテグラル以外の全ての候補者からの提案をフィデューシャリー・アウト条項の対象とするよう小澤氏及びインテグラルと交渉していたとのことです。これに対し、小澤氏及びインテグラルからは、既に本検討手続において法的拘束力を有する提案を提出し、比較検討の対象となった候補者を同条項の対象外とすることを前提として、小澤氏及びインテグラルによる2026年８月27日付提案の有効期限を延長する旨の提案がなされたとのことです。この時点において、対象者及び本特別委員会は、Ｂ社からＢ社最終提案を受領しており、Ｂ社最終提案を含む各候補者の提案について比較検討を実施していたとのことです。その結果、小澤氏及びインテグラルによる2026年８月27日付提案は、Ｂ社最終提案を上回る公開買付価格を提示していたことに加え、法的拘束力、資金調達及び取引実行の確実性並びに企業価値向上施策等を総合的に勘案して、当時受領していた提案の中で最も優れた提案であると評価していたとのことです。また、当時、小澤氏及びインテグラルによる2026年８月27日付提案が失効する具体的なリスクが存在していたことから、対象者及び本特別委員会は、当時最も優れた提案であると評価していた当該提案を失効させることを回避するため、検討済他候補者関係者をフィデューシャリー・アウト条項の対象外とする内容を含む本公開買付契約を締結するに至ったものとのことです。このような経緯に照らして、対象者及び本特別委員会は、検討済他候補者関係者をフィデューシャリー・アウト条項の対象外とした判断は合理的であったと考えているとのことです。

また、対象者及び本特別委員会は、これまでにＢ社から受領した提案書、デュー・ディリジェンス、経営陣へのインタビュー及び質疑応答等を通じ、Ｂ社が提示する企業価値向上施策について検討してきたとのことです。その結果、買収後の財務負担及び必要な成長投資への影響、対象者固有の事業に対するシナジーの具体性及び実現可能性、対象者ブランド並びに経営上の自律性への影響等を総合的に勘案した結果、Ｂ社再提案が対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの判断には至らなかったとのことです。

その後、対象者は、小澤氏及びインテグラルから、2026年11月６日付で、本公開買付価格を2,655円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年９月11日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,384円に対して11.37%、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値1,965円に対して35.11%、同過去３ヶ月間の終値単純平均値1,841円に対して44.22%、同過去６ヶ月間の終値単純平均値1,713円に対して54.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされる直前の2026年９月１日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,793円に対して48.08%、また、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値1,765円に対して50.42%、同過去３ヶ月間の終値単純平均値1,740円に対して52.59%、同過去６ヶ月間の終値単純平均値1,672円に対して58.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）とする提案書（以下「本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）」といいます。）を受領したとのことです。

	本自己株式取得を実行せず、本公開買付けのみ実行する場合	自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①／自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②（注７）（注８）	自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）②（注９）	自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）③（注10）
公開買付価格（公開買付者）（１株当たり）	2,655円	2,944円	2,806円	2,777円
公開買付価格（Ｃ社）（１株当たり）	2,654円	2,907円	―	―

（注７）　11月６日付小澤氏表明（以下に定義します。）を踏まえ、創業家法人株主が本Ｃ社提案における本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とすると、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）と本Ｃ社提案における公開買付価格の上限の比較は、現時点においては、自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①と自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②を参照することが適切であると判断しているとのことです。そのため、上表には、自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における公開買付価格を含めていないとのことです。対象者がかかる判断をするに至った理由の詳細については、下記をご参照ください。

（注８）　具体的には、公開買付者又はＣ社が、法人株主（すなわち、三菱商事及び三井物産）との間で、法人株主が保有する対象者株式の全てについて、本公開買付け又は本公開買付け（Ｃ社）に応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合のストラクチャーであるとのことです。

（注９）　具体的には、公開買付者が、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合のストラクチャーであるとのことです。

（注10）　具体的には、公開買付者が、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合のストラクチャーであるとのことです。

この点に関連して、かかる本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）と本Ｃ社提案との比較について、対象者及び本特別委員会は、次のように考えているとのことです。まず、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）において、小澤氏は、対象者の独立性を維持しつつ、インテグラルとともに成長戦略を実行することが、対象者の企業価値最大化に最も資するものと考えており、仮に公開買付者以外の候補者が最終的に本取引を実施することとなった場合であっても、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨が表明（以下「11月６日付小澤氏表明」といいます。）されているとのことです。そのため、対象者及び本特別委員会は、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）と本Ｃ社提案を比較するに当たり、本Ｃ社提案について、創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とした公開買付価格（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における公開買付価格である、3,000円及び2,872円）を比較対象とすることは、現時点ではその実現可能性が合理的に存在するとはいえないため、適切ではないと判断したとのことです。また、2026年11月９日時点において、Ｃ社は法人株主のいずれとの間でも本公開買付け（Ｃ社）への不応募及び本自己株式取得（Ｃ社）に関する契約を締結していないことから、本Ｃ社提案に記載の公開買付価格（Ｃ社）に関して2026年11月９日時点で確保されている条件に基づく価格を比較する観点では、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格2,655円と、本Ｃ社提案における本自己株式取得（Ｃ社）を実行しない場合の公開買付価格（Ｃ社）2,654円とを比較することが適切であり、かかる比較の結果、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格が公開買付価格（Ｃ社）を上回るものと判断したとのことです。さらに、11月６日付小澤氏表明を踏まえ、創業家法人株主が本Ｃ社提案における本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とした場合、本Ｃ社提案における公開買付価格（Ｃ社）の上限は、Ｃ社が法人株主（なお、創業家法人株主はここに含まれません。）との間で、対象者による法人株主が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②）の価格である2,907円となるのに対し、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格の上限は、既に不応募合意済みの創業家法人株主に加えて、法人株主との間で、対象者による法人株主が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①）の価格である2,944円であり、上限価格の比較においても、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における本公開買付価格が公開買付価格（Ｃ社）を上回るものと判断したとのことです。なお、上記各価格を比較対象とすることは、公開買付者及びＣ社の両提案を、法人株主との合意の有無という観点から同条件で比較するものであり、適切であると考えているとのことです。

以上から、2026年11月８日に、11月６日付小澤氏表明を踏まえると、対象者及び本特別委員会は、現時点で確保されている条件に基づく価格及び実現可能な上限価格のいずれの観点からも、本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格は、公開買付価格（Ｃ社）を上回るものと判断できることから、本公開買付契約の定めに従い、本答申書の内容を変更する必要はなく、本公開買付けに対する賛同の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することが適切であり、公開買付者とＣ社との間の競争環境が引き続き維持されることは、対象者の一般株主の利益の確保の観点からも合理性があると判断したとのことです。

ついては、2026年11月９日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者取締役会の意見に変更はないとのことです。

④【公開買付け後の経営方針】

（訂正前）

インテグラルは、2026年９月14日、創業家株主との間で、本公開買付けの成立後の対象者の運営等について定めた株主間契約書を締結しており、創業家株主は対象者の取締役候補者１名を、公開買付者、インテグラル株式会社又はSPVのうち、当該時点で対象者の株式を直接保有する者（以下「本ファンド側株主」といいます。）は対象者の取締役候補者３名及び監査役候補者１名を指名する権利を有し、また、対象者の代表取締役は２名以内とし、そのうち１名は本ファンド側株主の指名した取締役から選任するものとする旨の合意をしております。

なお、その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものはなく、本取引の完了後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

（訂正後）

インテグラルは、2026年９月14日、創業家株主との間で、本公開買付けの成立後の対象者の運営等について定めた株主間契約書を締結しており、創業家株主は対象者の取締役候補者１名を、公開買付者、インテグラル株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へと商号変更しております。）又はSPVのうち、当該時点で対象者の株式を直接保有する者（以下「本ファンド側株主」といいます。）は対象者の取締役候補者３名及び監査役候補者１名を指名する権利を有し、また、対象者の代表取締役は２名以内とし、そのうち１名は本ファンド側株主の指名した取締役から選任するものとする旨の合意をしております。

また、本合併後の創業家株主の公開買付者（対象者）に対する議決権保有割合が概ね25%を下回らないよう、必要に応じて、公開買付者と対象者及び創業家株主の協議・合意により、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を減少させ（かかる合意を行った場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出いたします。）、又は本自己株式取得の完了後（対象者が有価証券報告書提出義務の免除を受けた後）創業家株主と公開買付者の間で対象者株式の相対譲渡を行う予定です。なお、本自己株式取得価格は、本自己株式取得対象株式の数を減少させる場合も、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定に伴う税務メリットが一般株主にも共有されるよう、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるよう算出する予定です。また、当該相対譲渡を行う場合の具体的な取引条件は現時点で確定しておりませんが、譲渡価格は本公開買付価格を実質的に上回らないものとし、一般株主の利益との公平性に十分配慮した条件設定を行う予定です。

なお、その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものはなく、本取引の完了後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

（３）【公開買付けの公正性を担保するための措置】

（訂正前）

＜前略＞

⑥　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、39営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

⑥　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、47営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

＜後略＞

（６）【公開買付けに係る重要な合意】

①　本公開買付契約

（訂正前）

＜前略＞

加えて、公開買付者は、公開買付期間中、三菱商事及び三井物産との間で、三菱商事及び三井物産のそれぞれが所有する対象者株式を本公開買付けに応募せず、本自己株式取得の対象とすることを内容に含む不応募合意の締結に向けた協議を行うものとされており、当該不応募合意を締結した場合には、その旨及び内容を速やかに対象者に通知するものとされております（以下、三菱商事及び三井物産のうち、当該不応募合意を締結した者を「本不応募合意株主」といいます。）。当該不応募合意が締結され、本不応募合意株主が所有する対象者株式が本公開買付けに応募されず本自己株式取得の対象とされる場合には、公開買付者は、不応募合意が締結されるごとに、法令等により許容される範囲内で、速やかに、本公開買付けにおける買付予定数の下限を当該本不応募合意株主が所有する対象者株式数に相当する数だけ引き下げるとともに、本公開買付価格を引き上げる変更を行い、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を変更（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には1,945,486株、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には1,925,951株、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には1,919,829株）するものとされております。この場合において、本不応募合意株主に係る自己株式取得の対価は、本不応募合意株主が変更後の公開買付価格により本公開買付けに応募した場合に得ると合理的に見込まれる税引後手取額と実質的に同額又はそれ以下の額の税引後手取額を得られる水準となるよう設定されるものとされており、小澤物産に係る本自己株式取得価格についても、同様の考え方に基づき調整されるものとされております。また、変更後の本公開買付価格は、当該本不応募合意株主が所有する対象者株式を含む対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを変更前の本公開買付価格により取得するために要する資金の総額と変更前の本自己株式取得に係る対価の総額の合計額（以下「当初取引対価総額」といいます。）が本公開買付価格及び小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数の変更の前後を通じて増加しないことを前提として、当初取引対価総額から変更後の本自己株式取得に係る対価の総額を控除した残額をもって本公開買付けに係る買付け等に要する資金とした上で、当該資金の範囲内で本公開買付けに応募する株主に対して均一に引き上げられる金額（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,760円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,644円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,620円）とするものとされております。

また、上記のほか、本公開買付契約においては、表明保証条項（注２）（注３）、公開買付者の義務（注４）、対象者の義務（注５）、補償条項、契約の終了・解除事由（注６）（注７）、一般条項が規定されております。

（注２）　本公開買付契約において、公開買付者は、①設立及び存続、②本公開買付契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥資金調達、⑦倒産手続等の不存在並びに⑧反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っています。

＜中略＞

（注４）　本公開買付契約において、公開買付者は、大要、本文に記載したものに加え、①表明保証違反のおそれ又は義務違反を認識した場合の通知義務、②本スクイーズアウト手続に必要な一切の行為（公開買付者による臨時株主総会における賛成の議決権の行使を含みますが、これに限られません。）を行う義務、及び③本取引の完了後３年間、当社グループの従業員の雇用又は待遇を維持するとともに、その条件を全体として実質的に不利益に変更しないよう合理的な範囲で努力する義務を負担しています。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

加えて、公開買付者は、公開買付期間中、三菱商事及び三井物産との間で、三菱商事及び三井物産のそれぞれが所有する対象者株式を本公開買付けに応募せず、本自己株式取得の対象とすることを内容に含む不応募合意の締結に向けた協議を行うものとされており、当該不応募合意を締結した場合には、その旨及び内容を速やかに対象者に通知するものとされております（以下、三菱商事及び三井物産のうち、当該不応募合意を締結した者を「本不応募合意株主」といいます。）。当該不応募合意が締結され、本不応募合意株主が所有する対象者株式が本公開買付けに応募されず本自己株式取得の対象とされる場合には、公開買付者は、不応募合意が締結されるごとに、法令等により許容される範囲内で、速やかに、本公開買付けにおける買付予定数の下限を当該本不応募合意株主が所有する対象者株式数に相当する数だけ引き下げるとともに、本公開買付価格を引き上げる変更を行い、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を変更（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には1,945,486株、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には1,925,951株、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には1,919,829株）するものとされております。この場合において、本不応募合意株主に係る自己株式取得の対価は、本不応募合意株主が変更後の公開買付価格により本公開買付けに応募した場合に得ると合理的に見込まれる税引後手取額と実質的に同額又はそれ以下の額の税引後手取額を得られる水準となるよう設定されるものとされており、小澤物産に係る本自己株式取得価格についても、同様の考え方に基づき調整されるものとされております。また、変更後の本公開買付価格は、当該本不応募合意株主が所有する対象者株式を含む対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを変更前の本公開買付価格により取得するために要する資金の総額と変更前の本自己株式取得に係る対価の総額の合計額（以下「当初取引対価総額」といいます。）が本公開買付価格及び小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数の変更の前後を通じて増加しないことを前提として、当初取引対価総額から変更後の本自己株式取得に係る対価の総額を控除した残額をもって本公開買付けに係る買付け等に要する資金とした上で、当該資金の範囲内で本公開買付けに応募する株主に対して均一に引き上げられる金額（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,760円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,644円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,620円（注１の２））とするものとされております。

また、上記のほか、本公開買付契約においては、表明保証条項（注２）（注３）、公開買付者の義務（注４）、対象者の義務（注５）、補償条項、契約の終了・解除事由（注６）（注７）、一般条項が規定されております。

（注１の２）　本11月６日付条件変更後の本公開買付価格による場合、三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,944円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,806円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,777円となります。

（注２）　本公開買付契約において、公開買付者は、①設立及び存続、②本公開買付契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥資金調達、⑦倒産手続等の不存在並びに⑧反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っています。

＜中略＞

（注４）　本公開買付契約において、公開買付者は、大要、本文に記載したものに加え、①表明保証違反のおそれ又は義務違反を認識した場合の通知義務、②本スクイーズアウト手続に必要な一切の行為（公開買付者による臨時株主総会における賛成の議決権の行使を含みますが、これに限られません。）を行う義務、及び③本取引の完了後３年間、対象者グループの従業員の雇用又は待遇を維持するとともに、その条件を全体として実質的に不利益に変更しないよう合理的な範囲で努力する義務を負担しています。

＜後略＞

② 本取引合意書（創業家株主）

（訂正前）

＜前略＞

なお、本取引合意書（創業家株主）において、公開買付者は、公開買付期間中、三菱商事及び三井物産との間で、それぞれが所有する対象者株式を本公開買付けに応募せず、本自己株式取得に応じることを内容に含む不応募合意の締結に向けた協議を行い、創業家株主は当該協議に協力するものとされております。当該不応募合意が締結された場合には、公開買付者は、不応募合意が締結されるごとに、法令等により許容される範囲内で、本公開買付けの買付予定数の下限を不応募合意を締結した本不応募合意株主）が所有する対象者株式の合計に相当する数引き下げるとともに、本公開買付価格を引き上げる変更を行い、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を変更（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には1,945,486株、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には1,925,951株、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には1,919,829株）するものとされております。この場合において、本不応募合意株主に係る自己株式取得の対価価格は、本不応募合意株主が変更後の公開買付価格により本公開買付けに応募した場合に得ると合理的に見込まれる税引後手取額と実質的に同額又はそれ以下の額の税引後手取額を得られる水準となるよう設定されるものとされており、小澤物産に係る本自己株式取得価格についても、同様の考え方に基づき調整されるものとされております。また、変更後の本公開買付価格は、当該本不応募合意株主が所有する対象者株式を含む対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを変更前の本公開買付価格により取得するために要する資金の総額と変更前の本自己株式取得に係る対価の総額の合計額（以下「当初取引対価総額」といいます。）が本公開買付価格及び小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数の変更の前後を通じて増加しないことを前提として、当初取引対価総額から変更後の本自己株式取得に係る対価の総額を控除した残額をもって本公開買付けに係る買付け等に要する資金とした上で、当該資金の範囲内で本公開買付けに応募する株主に対して均一に引き上げられる金額（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,760円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,644円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,620円）とするものとされております。

上記のほか、本取引合意書（創業家株主）においては、表明保証条項（注２）（注３）、創業家株主の義務（注４）、補償条項、契約の終了・解除事由（注５）（注６）、一般条項が規定されております。

（注２） 本取引合意書（創業家株主）において、創業家株主は、①設立及び存続、②本取引合意書（創業家株主）の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在並びに⑧本不応募株式に対する権利について表明及び保証を行っています。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

なお、本取引合意書（創業家株主）において、公開買付者は、公開買付期間中、三菱商事及び三井物産との間で、それぞれが所有する対象者株式を本公開買付けに応募せず、本自己株式取得に応じることを内容に含む不応募合意の締結に向けた協議を行い、創業家株主は当該協議に協力するものとされております。当該不応募合意が締結された場合には、公開買付者は、不応募合意が締結されるごとに、法令等により許容される範囲内で、本公開買付けの買付予定数の下限を不応募合意を締結した本不応募合意株主）が所有する対象者株式の合計に相当する数引き下げるとともに、本公開買付価格を引き上げる変更を行い、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を変更（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には1,945,486株、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には1,925,951株、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には1,919,829株）するものとされております。この場合において、本不応募合意株主に係る自己株式取得の対価価格は、本不応募合意株主が変更後の公開買付価格により本公開買付けに応募した場合に得ると合理的に見込まれる税引後手取額と実質的に同額又はそれ以下の額の税引後手取額を得られる水準となるよう設定されるものとされており、小澤物産に係る本自己株式取得価格についても、同様の考え方に基づき調整されるものとされております。また、変更後の本公開買付価格は、当該本不応募合意株主が所有する対象者株式を含む対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを変更前の本公開買付価格により取得するために要する資金の総額と変更前の本自己株式取得に係る対価の総額の合計額（以下「当初取引対価総額」といいます。）が本公開買付価格及び小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数の変更の前後を通じて増加しないことを前提として、当初取引対価総額から変更後の本自己株式取得に係る対価の総額を控除した残額をもって本公開買付けに係る買付け等に要する資金とした上で、当該資金の範囲内で本公開買付けに応募する株主に対して均一に引き上げられる金額（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,760円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,644円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,620円（注１の２））とするものとされております。

上記のほか、本取引合意書（創業家株主）においては、表明保証条項（注２）（注３）、創業家株主の義務（注４）、補償条項、契約の終了・解除事由（注５）（注６）、一般条項が規定されております。

（注１の２）　本11月６日付条件変更後の本公開買付価格による場合、三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,944円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,806円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,777円となります。

（注２）　本取引合意書（創業家株主）において、創業家株主は、①設立及び存続、②本取引合意書（創業家株主）の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在並びに⑧本不応募株式に対する権利について表明及び保証を行っています。

＜後略＞

５【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（１）【買付け等の期間等】

①【買付け等の期間】

（訂正前）

買付け等の期間	2026年９月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）
公告日	2026年９月15日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

（訂正後）

買付け等の期間	2026年９月15日（火曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（47営業日）
公告日	2026年９月15日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

（２）【買付け等の価格】

（訂正前）

株券	１株につき金2,514円
新株予約権証券	―
新株予約権付社債券	―
株券等信託受益証券 （　　）	―
株券等預託証券 （　　）	―

（訂正後）

株券	１株につき金2,655円
新株予約権証券	―
新株予約権付社債券	―
株券等信託受益証券 （　　）	―
株券等預託証券 （　　）	―

９【買付け等に要する資金】

（１）【買付け等に要する資金等】

（訂正前）

買付代金（円）(a)	58,023,042,066
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	33,093,674
合計(a)＋(b)＋(c)	58,206,135,740

（注１）　「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（23,079,969株）に１株当たりの買付価格（2,514円）を乗じた金額を記載しております。

＜後略＞

（訂正後）

買付代金（円）(a)	61,277,317,695
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	35,675,474
合計(a)＋(b)＋(c)	61,462,993,169

（注１）　「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（23,079,969株）に１株当たりの買付価格（2,655円）を乗じた金額を記載しております。

＜後略＞

（２）【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

④【その他資金調達方法】

（訂正前）

＜前略＞

（注１）　公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、ITG-G1投資事業有限責任組合から、2,063,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年９月14日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、ITG-G1投資事業有限責任組合は、当該出資の裏付けとして、ITG-G1投資事業有限責任組合に対して資金を拠出する予定のインテグラル・グループ株式会社から2,063,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年９月11日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、インテグラル・グループ株式会社は、2026年10月１日を効力発生日とする本吸収分割によりプリンシパル投資事業に関してインテグラル株式会社が有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲において承継することを予定しております。公開買付者及びITG-G1投資事業有限責任組合は、インテグラル株式会社が2026年３月19日に提出した第20期有価証券報告書に記載された連結財務諸表の連結財政状態計算書を確認する方法により、インテグラル・グループ株式会社が承継する予定のインテグラル株式会社の資産の確認を通じて、上記出資を行う資力が十分であることを確認しています。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

（注１）　公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、ITG-G1投資事業有限責任組合から、2,063,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年９月14日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、ITG-G1投資事業有限責任組合は、当該出資の裏付けとして、ITG-G1投資事業有限責任組合に対して資金を拠出する予定のインテグラル・グループ株式会社から2,063,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年９月11日付で取得しております。なお、当該出資の前提条件はありません。また、インテグラルホールディングス株式会社は、2026年10月１日を効力発生日とする本吸収分割によりプリンシパル投資事業に関してインテグラル・グループ株式会社が有していた権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲において承継しております。公開買付者及びITG-G1投資事業有限責任組合は、2026年９月15日、インテグラル・グループ株式会社が2026年３月19日に提出した第20期有価証券報告書に記載された連結財務諸表の連結財政状態計算書を確認する方法により、インテグラルホールディングス株式会社が承継する予定であったインテグラル・グループ株式会社の資産の確認を通じて、上記出資を行う資力が十分であることを確認しておりました。

＜後略＞

１１【決済の方法】

（２）【決済の開始日】

（訂正前）

2026年11月20日（金曜日）

（訂正後）

2026年12月３日（木曜日）

第５【対象者の状況】

４【継続開示会社たる対象者に関する事項】

（１）【対象者が提出した書類】

②【半期報告書】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

事業年度　第70期（自　2026年４月１日　至　2027年３月31日）　2026年11月16日　関東財務局長に提出予定

５【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

（訂正前）

公開買付者は、上記「第１　公開買付要項」「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年９月10日、対象者より、2026年６月11日付でＡ社から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	不明

また、公開買付者は、上記「第１　公開買付要項」「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(ⅰ)2026年９月10日、対象者より、2026年８月17日付でＣ社から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を、(ⅱ)2026年10月20日、小澤氏より、小澤氏がＣ社と同日に面談を実施し、本取引（Ｃ社）の実施につき提案を受領した旨の伝達を、(ⅲ)2026年10月27日、対象者より、同日付でＣ社から本取引（Ｃ社）に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

＜中略＞

（注１）　上記(ⅱ)の提案は株式会社アドバンテッジパートナーズによるものですが、上記(ⅲ)の提案の主体については対象者から伝達を受けておらず、どのような主体が公開買付者となるかについては明らかではありません。

（訂正後）

公開買付者は、上記「第１　公開買付要項」「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年９月10日、対象者より、2026年６月11日付でＡ社から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	不明

なお、その後、対象者及び本特別委員会は、2026年11月４日付で、Ａ社から、対象者が既に本公開買付けへの賛同及び応募推奨を公表していること等を踏まえ、対象者株式の非公開化に係る取引についてこれ以上検討を継続することは困難であると判断しており、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領したとのことです。これを受け、対象者及び本特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了しているとのことです。

また、公開買付者は、上記「第１　公開買付要項」「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(ⅰ)2026年９月10日、対象者より、2026年８月17日付でＣ社から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を、(ⅱ)2026年10月20日、小澤氏より、小澤氏がＣ社と同日に面談を実施し、本取引（Ｃ社）の実施につき提案を受領した旨の伝達を、(ⅲ)2026年10月27日、対象者より、同日付でＣ社から本取引（Ｃ社）に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

＜中略＞

（注１）　上記(ⅱ)の提案は株式会社アドバンテッジパートナーズによるものですが、上記(ⅲ)の提案の主体については対象者から伝達を受けておらず、どのような主体が公開買付者となるかについては明らかではありません。

また、公開買付者は、上記「第１　公開買付要項」「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年11月２日、対象者より、同日付でＢ社から本取引（Ｂ社）に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	原則として30営業日を想定
買付け等の価格	(ⅰ)自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）①の場合には2,950円、(ⅱ)自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②の場合には3,044円、(ⅲ)自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③の場合には2,914円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：本公開買付け成立後に、Ｂ社及び法人株主が保有する議決権の合計が、対象者の総株主の議決権の３分の２以上を確保できる水準を目途に設定することを想定

II　公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年11月11日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いましたので、当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年９月15日付公開買付開始公告（同年10月８日付「公開買付開始公告の訂正の公告」及び同月29日付「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。）の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。